(重要)本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「11月末までの催物の開催制限等について」(事務連絡)の内容を周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

## 11月末までの催物の開催制限等について

9月1日以降の催物の開催については、「9月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年8月25日スポーツ庁政策課事務連絡)において、9月末までは現在の開催制限を維持されることについて御連絡したところですが、9月11日に、11月末までの開催の目安が決定され、その内容を周知する「11月末までの催物の開催制限等について(事務連絡)」(各都道府県知事等宛、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。)が発出されました。

この取扱いは9月19日から実施することとされており、催物の開催制限の12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされています。

また、内閣官房事務連絡においては、別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」、別紙4「感染防止のチェックリスト」等、催物の開催にあたっての留意事項等についても示されております。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いします。

記

・11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日付け 各都道府県 知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事 務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\_20200911.pdf

・7月10日以降 における都道府県の対応について(令和2年7月8日付け 各都 道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 長 事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\_0708.pdf

・今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について(令和2年8月7日付け 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\_0811.pdf

### [その他]

・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対 応について」

https://www.mext.go.jp/a\_menu/coronavirus/index.html

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について (内閣官房ホームページ)

https://corona.go.jp/

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧 <a href="https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_0">
- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて <a href="https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_00021.html">https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\_00021.html</a>

### 連絡先

スポーツ庁政策課

電話: 03-5253-4111 (内線 3791, 2673) メール: sseisaku@mext.go.jp

# 各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

## 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

# 11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

## 1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

## (1)催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

### ① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- 別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件につい

て」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5, 0 0 0 人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする

- 別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする

### こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②の ア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例による こととする。

# ② 収容率の目安

- ア)大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合 次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。
  - これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと(開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策(別紙3及び別紙4)の徹底が行われること。
- 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安 を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりで ある。

(参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。 具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる/想定されるものの例」の例示も踏ま え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、1)収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2)収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記(2)によることとする。

# イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア)に該当しない催物は、イ)の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安 を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりで ある。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和2年8月24日付け事務連絡1.に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動 確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、1)収容 定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人 数とすることとし、2)収容定員が設定されていない場合は十分 な人と人との間隔(1m)を要することとする。具体的には別紙 2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記(2)によることとする。

# (2)地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔(1 m)を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保(1m)、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ(COCOA)や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

# (3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(1) (人数上限に係る部分を除く。)に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

## 2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

### 【接触感染】

- こまめな手洗いの励行
- 出入口、トイレ等での手指消毒
- ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- 人と人とが触れ合わない距離の確保
- 混雑時の身体的距離を確保した誘導

## 【飛沫感染】

- マスク着用 (飛沫の飛散は相当程度抑制可能)
- 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、 隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- 混雑時の身体的距離を確保した誘導

## 【マイクロ飛沫感染】

- 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合は1m)空ける
- 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

# (2) 都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2. (2) に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

- **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- **イベントの収容率要件及び人数上限**については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見(適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等)を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 〇 得られた知見等を踏まえた**業種別ガイドラインの見直しを前提**に、**必要な感染防止策が担保される場合**(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」)には緩和することとし、**当面11月末まで**、以下の取扱いとする方針とする。
  - ① **収容率要件**については、感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については**100%以内**に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については**50%以内**(※)とする。
  - ② **人数上限**については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可**とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント(参加者1,000人 超)の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切 に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要 件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
元江	屋外	十分な間隔 ( * できれば 2 m )	5,000人

時期		収容率		人数上限
当面11月末まで	イベント の類型	大声での歓声・声援等が ないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、 演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、 展示会 等	・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		<b>100%以内</b> (席がない場合は適切な間隔)	<b>50</b> % <sup>(※)</sup> 以内 (席がない場合は十分な間隔)	(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほう を限度(両方の条件を満たす必要)。

【別紙2】

<u>大声での歓声・声援等がないことを</u> <u>前提としうる</u> ものの例	<u>大声での歓声・声援等が</u> 想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲 等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パ フォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)についても同様の考え方を 適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、 タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	を呼びかけ
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の 考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン 改訂を呼びかけ	

- (注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
  - ・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。)の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、 「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

# 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

○ 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安(収容率及び人数上限の緩和)を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

# イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**(感染リスクの拡散防止)
- マスク着用の担保(感染リスクの拡散防止) マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- 参加者及び出演者の制限(感染リスクの拡散防止) 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底(**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、 主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等)
- 参加者の把握(感染リスクの拡散防止) 事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ**(COCOA)や**各地域の通知サービス**の ダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること(例:アプリのQRコードを入口に掲示すること等)
- 大声を出さないことの担保(大声の抑止) 大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**(人員を配置する等) スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- 密集の回避(イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止)
   入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)や十分な換気
   休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
   入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除 **演者・選手等と観客が**催物前後・休憩時間等に**接触しないよう確実な措置を講じる**とともに、接触が防止できない おそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- 催物前後の行動管理(交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止) 公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、 可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
  - ※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**する とともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

# 感染防止のチェックリスト

(1	)徹底した感染防止等	(山)	双容率100%で開催するための前掛	是)
1	マスク着用の担保		・マスク着用状況が確認でき、何	固別

- \* マ
- ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
  - \*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
- ② 大声を出さないことの 担保
- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
- \*隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)
- \*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

# (2) 基本的な感染防止等

③ 1~2の奨励

・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)

4 手洗

・こまめな手洗の奨励

⑤ 消毒

・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

6 換気

・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦ 密集の回避

・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避

⑧ 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底

⑨ 参加者の制限

・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置

⑩ 参加者の把握

- ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励
- ⑪ 催物前後の行動管理
- ・イベント前後の感染防止の注意喚起

# (3) イベント開催の共通の前提

- ① 入退場やエリア内の行動管理
- ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に 検討 \*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
- ② 地域の感染状況に応じた対応
- ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
- ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
- (X)本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ(又は個人)間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提)を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント(参加者1,000人超)の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。 入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設(映画館等)についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

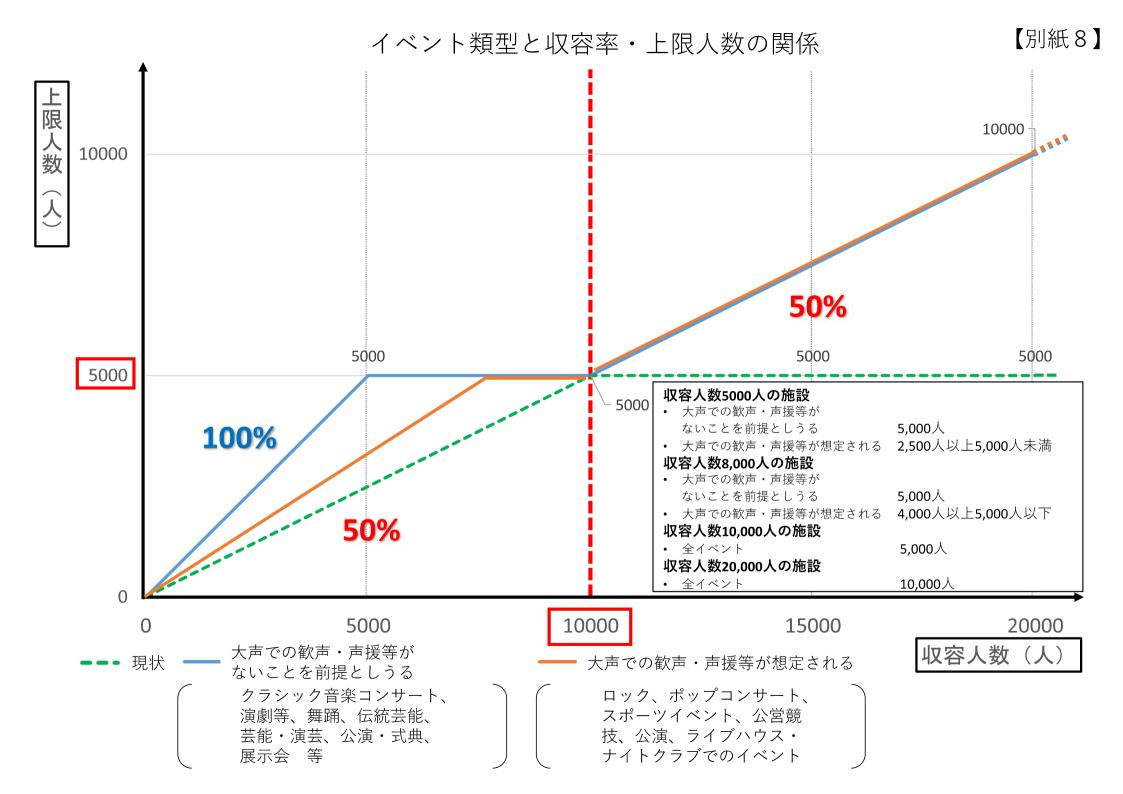
	コンサート・演劇・スポーツイベント等			
イベントの性質	<ul><li>入退場や区域内の適切な行動確保が可(区域が限定)</li><li>参加者の位置が固定(座席や立ち位置固定)</li></ul>			
想定される イベント及び 収容率等	【100%以内】  ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等	【当面11月末まで50% ※ 以内】  ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等		
100%開催の 具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの(開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。			

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提)を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント(参加者1,000人超) の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切 に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率 要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設(美術館、博物館、動植物園、遊園地等)についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul><li>入退場や区域内の適切な行動確保が可能</li><li>参加者が自由に移動できる</li><li>名簿等で参加者の把握が可能</li></ul>	<ul><li>入退場や区域内の適切な行動確保が困難</li><li>参加者が自由に移動できる</li><li>名簿等で参加者を把握困難</li></ul>
想定される イベント (例)	<ul><li>展示会(人数等を管理できるイベント)</li><li>地域の行事</li></ul>	• 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul> <li>入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。</li> <li>それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。</li> </ul>	<ul> <li>当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。</li> </ul>

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後(入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通 機関の利用等)にも存在。こうした**感染リスクは**、ある人数(例えば、5,000人)を境に突然増大するものではなく、**参加人数** が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は 共有部(入退場時の通路やトイレ等)のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本 的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条 件について」等の整備及び遵守を前提)を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%(収容人数 10,000人以下のときは、5,000人)として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実 施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント(参加者1,000 人超)の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催の あり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや 収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント**等については、クラスター対策が 困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討するよう促す**。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等	
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合:収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合:5,000人			
留意事項	<ul> <li>各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。</li> <li>大規模イベント(参加者1,000人超)の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。</li> <li>人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。</li> </ul>			



# 基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別** ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質 (①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模 (人数、全国的・地域 的)等)に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合に は、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

# 感染リスク

# 接触感染

・感染者の身体や感染者が触れた器具、 感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場(トイレ・ロビー)等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒** ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

# 飛沫感染

※ 5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫(5μm以上)の吸い込み
  - ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ 感染リスク増加

# ・マスク着用(飛沫の飛散は相当程度抑制可能)

·演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保

感染防止策

- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定 され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

# マイクロ飛沫感染

※ 5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み(①密接リスク)
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み (②密閉リスク)
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が 空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため 換気を強化

### (留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底(検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し等)
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築(座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ(COCOA)導入等)
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

# ガイドライン確認の際のチェックリスト

### 【確認の手順】

- ① A. を参照し、①により実施可能なイベントであること、②が記載されていることを確認。
- ② B. の全項目について記載があれば、今回の緩和措置の対象となる。 ※全て記載されていなければ、依然として、50%と5000人の少ない方を上限とする。
- ③ C.の全項目についても記載があれば、収容率100%を上限とする開催が可能となる。 ※ただし大声での歓声、声援等がないことを前提としうるものに限る。

A	イベントを	・ と実施するための条件	
	1	3 温根 ウェリマウの行動祭団	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
	1	入退場やエリア内の行動管理	*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
	<b>②</b>	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
			・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
B	今回の緩和	口措置を適用するための条件 	
	3	マスク着用の奨励	・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う
		上書といともいってしる短目	・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行う
	4)	大声を出さないことの奨励	* 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止
$\vdash$	<u> </u>	③~④は イベントの性質に広じ	* ヘホーノイペント寺ではノッハ寺の鳴り初を宗正 て可能な限り実行(ガイドラインで定める)
	(5)	手洗	・こまめな手洗の奨励
			・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所)のこまめな
	6	消毒の徹底	消毒、消毒液の設置、手指消毒
	7	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
			・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、休憩時間や待合場所等の密集回避
	(8)	密集の回避	*人員の配置、導線の確保等、体制構築
		出来专口起	* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限
			等を下回る制限の実施
			・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客
		± 11 11 mm±11 - =± 1m	グループ間では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。
	9	身体的距離の確保	・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
			・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない 程度の間隔)
			・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
			・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
	10	飲食の制限	・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを
			高めるため、自粛
	( <del>1</del> )	参加者の制限	・入場時の検温、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を
		多为4月 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67	確実に防止する措置を講じる
		<b>キャンの押</b> 担	・事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
	(12)	参加者の把握	・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
$\vdash$			*アフリのQKコートを入口に掲示すること寺による具体的な促進措直の導入 ・有症状者は出演・練習を控える
			・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、
	13)	演者の行動管理	接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
			・合唱等声を発出する演者間での感染リスクへの対処
			・イベント前後の感染防止の注意喚起
	14)	催物前後の行動管理	・交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起
			*可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
	<b>15</b> )	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する
С. 4	又容率上阴	<b>艮100%で開催するための条件</b> 	
	16	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う
			*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布し、着用率100%を担保 ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う(人員を配置する等)
	17)	大声を出さないことの担保	* 隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)
$\vdash \vdash$	* 0		****